

## 枚方市教育委員会規則第 8 号

## 枚方市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則

(枚方市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 枚方市教育委員会事務局事務分掌規則（平成10年枚方市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表を次のように改める。

部	室	課
総合教育部		教育政策課
		おいしい給食課
学校教育部	教育支援室	
	学校教育室	

第 2 条第 1 項中「課」を「室又は課」に改める。

第 3 条の表教育政策課の項に次の 1 号を加える。

(32) 学校、幼稚園、図書館及び教育文化センターに係る施設に関する事。ただし、他の課の所管するもの及び市長の事務部局の職員に補助執行させるものを除く。

第 3 条の表まなび舎整備室施設建築課の項、まなび舎整備室施設設備課の項、まなび舎整備室施設管理課の項及び学校安全課の項を削る。

第 4 条の表教育支援推進室の項中「教育支援推進室」を「教育支援室」に改め、同項第10号に次のただし書を加える。

ただし、市長の事務部局の職員に補助執行させるものを除く。

第 4 条の表教育支援推進室の項に次の 7 号を加える。

- (13) 防災・防犯等の安全教育に関する事。
- (14) 安全指導に関する事。
- (15) 学校管理下における災害共済給付制度に関する事。
- (16) 学校安全に係る家庭、地域、学校等との連携に関する事。
- (17) 留守家庭児童会室に関する事。
- (18) 放課後等における児童の育成支援に関する事。
- (19) 児童の放課後審議会に関する事。

第 4 条の表教職員課の項中「教職員課」を「学校教育室」に改め、同項に次の 7 号を加える。

- (10) 教職員の研修に関する事。
- (11) 教育に関する専門的及び技術的な調査研究に関する事。
- (12) 教育関係資料の収集、整備及び保管に関する事。
- (13) 理科教育振興法（昭和28年法律第186号）による補助金の申請等に関する事。
- (14) 教科書、教材等に関する事。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (15) 学校及び幼稚園の教育課程に関する事。
- (16) 学校における情報化の推進に関する事。

第4条の表教育指導課の項、教育研修課の項及び放課後子ども課の項を削る。

第5条第1項の表教育支援推進室の項中「教育支援推進室」を「教育支援室」に改める。

第6条中「各課」を「室又は課」に改め、同条第6号中「課」を「室又は課」に改める。

第7条中「部」の次に「、室」を加える。

第8条中「部課」を「部、室又は課」に改める。

(教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則の一部改正)

第2条 教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則（昭和57年枚方市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第3条第1項中「部次長」を「次長」に改め、同条第2項を削る。

第4条第2項中「総合教育部長」の次に「及び総合教育部次長」を加え、「図書館」を「中央図書館」に改め、同条第3項中「総合教育部次長（学校給食共同調理場を担当する者に限る。）及び」を削り、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とする。

(枚方市教育委員会教育機関事務分掌規則の一部改正)

第3条 枚方市教育委員会教育機関事務分掌規則（平成10年枚方市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「副館長及び」を削る。

第5条第1項中「、館長、所長及び副館長」を「及び館長」に改める。

第8条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

(枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正)

第4条 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「

部		部長、部次長	参事、副参事
室	課を置く室	室長	
	課を置かない室	室長、課長代理	課長、主幹、副主幹、係長、主任

」

を

「

部		部長、次長	参事、副参事
室		室長、課長代理	課長、主幹、副主幹、係長、主任

」

に改める。

第4条第1項の表部次長の項及び課長の項中「部次長」を「次長」に改める。

(教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第5条 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成18年枚方市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表教育委員会の管理に属する教育機関に係る施設（学校及び学校給食共同調理場に係る施設を除く。）に関する事務の項中「（学校及び学校給食共同調理場に係る施設を除く。）」を削り、同表に次のように加える。

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第65条の3（同令第79条において準用する場合を含む。）に基づくスクールソーシャルワーカーに関する事務	副市長、子育て支援監、子育て支援監のもとに置く職員及び子どもの育ち見守りセンター又は総務部に属する職員
-----------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------

第3条第2項中「総務部又は」を「子育て支援監若しくは子育て支援監のもとに置く職員又は子どもの育ち見守りセンター、総務部若しくは」に改める。

附 則 [令和3年3月31日公布]

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）																												
<p>[枚方市教育委員会事務局事務分掌規則関係]</p> <p>（部、室及び課の設置）</p> <p>第1条 枚方市教育委員会（以下「委員会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に、次のとおり部、室及び課を置く。</p> <table border="1" data-bbox="174 609 1106 858"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>室</th> <th>課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総合教育部</td> <td rowspan="2"></td> <td>教育政策課</td> </tr> <tr> <td>おいしい給食課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学校教育部</td> <td>教育支援室</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>学校教育室</td> </tr> </tbody> </table> <p>（グループ制による事務の処理）</p> <p>第2条 室又は課において分掌する事務は、当該室又は課の職員をもって構成するグループ（以下この条において「グループ」という。）を編成して処理するものとする。</p>	部	室	課	総合教育部		教育政策課	おいしい給食課	学校教育部	教育支援室		学校教育室	<p>[枚方市教育委員会事務局事務分掌規則関係]</p> <p>（部、室及び課の設置）</p> <p>第1条 枚方市教育委員会（以下「委員会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に、次のとおり部、室及び課を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1133 609 2069 1206"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>室</th> <th>課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">総合教育部</td> <td rowspan="6">まなび舎整備室</td> <td>教育政策課</td> </tr> <tr> <td>施設建築課</td> </tr> <tr> <td>施設設備課</td> </tr> <tr> <td>施設管理課</td> </tr> <tr> <td>学校安全課</td> </tr> <tr> <td>おいしい給食課</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">学校教育部</td> <td rowspan="4">教育支援推進室</td> <td>教職員課</td> </tr> <tr> <td>教育指導課</td> </tr> <tr> <td>教育研修課</td> </tr> <tr> <td>放課後子ども課</td> </tr> </tbody> </table> <p>（グループ制による事務の処理）</p> <p>第2条 課において分掌する事務は、当該課の職員をもって構成するグループ（以下この条において「グループ」という。）を編成して処理するものとする。</p>	部	室	課	総合教育部	まなび舎整備室	教育政策課	施設建築課	施設設備課	施設管理課	学校安全課	おいしい給食課	学校教育部	教育支援推進室	教職員課	教育指導課	教育研修課	放課後子ども課
部	室	課																											
総合教育部		教育政策課																											
		おいしい給食課																											
学校教育部	教育支援室																												
	学校教育室																												
部	室	課																											
総合教育部	まなび舎整備室	教育政策課																											
		施設建築課																											
		施設設備課																											
		施設管理課																											
		学校安全課																											
		おいしい給食課																											
学校教育部	教育支援推進室	教職員課																											
		教育指導課																											
		教育研修課																											
		放課後子ども課																											

新（改正後）	旧（現 行）
<p>2 [略] （総合教育部の事務分掌）</p> <p>第3条 総合教育部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育政策課</p> <p>(1)～(31) [略]</p> <p><u>(32) 学校、幼稚園、図書館及び教育文化センターに係る施設に関すること。ただし、他の課の所管するもの及び市長の事務部局の職員に補助執行させるものを除く。</u></p> <div data-bbox="344 1018 963 1257" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>まなび舎整備室</p> <p>→削除（都市整備部へ移管。）</p> </div>	<p>2 [略] （総合教育部の事務分掌）</p> <p>第3条 総合教育部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育政策課</p> <p>(1)～(31) [略]</p> <p><u>まなび舎整備室施設建築課</u></p> <p><u>(1) 学校及び幼稚園（以下「学校園」という。）並びに学校給食共同調理場に係る施設（以下「学校園等施設」という。）の新設、改良、保全、災害復旧及び補修に係る工事の設計及び施行に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。</u></p> <p><u>まなび舎整備室施設設備課</u></p> <p><u>(1) 学校園等施設の新設、改良、保全、災害復旧及び補修に係る工事の設計及び施行（電気設備及び機械設備に係るものに限る。）に関すること。</u></p> <p><u>(2) 学校園等施設の定期点検の調整（電気設備及び機械設備に係るものに限る。）に関すること。</u></p> <p><u>(3) 学校園に係る施設（以下「学校園施設」という。）の整備に係るPFI事業（空調設備に係るものに限る。）に関すること。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>学校安全課</p> <p>→(1)(6)~(12) 新しい学校推進室へ移管</p> <p>→(2)~(5) 教育支援室 (13)~(16)へ移管。</p>	<p>まなび舎整備室施設管理課</p> <p>(1) <u>学校園等施設の定期点検の調整に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。</u></p> <p>(2) <u>学校園等施設の環境整備に関すること。</u></p> <p>(3) <u>学校園施設の整備計画に関すること。</u></p> <p>(4) <u>学校園施設に係る国又は大阪府への補助金の申請等に関すること。</u></p> <p>(5) <u>学校園用地及び学校園関連用地の管理に関すること。</u></p> <p>(6) <u>学校園の目的外使用許可に関すること。</u></p> <p>(7) <u>学校園施設の整備に係るPFI事業に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。</u></p> <p>学校安全課</p> <p>(1) <u>学校園の安全（通学路に係るものを含む。）に係る企画、立案及び対策に関すること。</u></p> <p>(2) <u>防災・防犯等の安全教育に関すること。</u></p> <p>(3) <u>安全指導に関すること。</u></p> <p>(4) <u>学校管理下における災害共済給付制度に関すること。</u></p> <p>(5) <u>学校安全に係る家庭、地域、学校等との連携に関すること。</u></p> <p>(6) <u>学校園施設の警備及び防災に関すること。</u></p> <p>(7) <u>学校園の使用中の備品に係る台帳の総括に関すること。</u></p> <p>(8) <u>学校園の契約事務の調整に関すること。</u></p> <p>(9) <u>学校園に係る寄附収受に関すること。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>おいしい給食課 [略]</p> <p>（学校教育部の事務分掌）</p> <p>第4条 学校教育部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>教育支援室</u></p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>生徒指導に関すること。ただし、市長の事務部局の職員に補助執行させるものを除く。</u></p> <p>(11)・(12) [略]</p> <p>(13) <u>防災・防犯等の安全教育に関すること。</u></p> <p>(14) <u>安全指導に関すること。</u></p> <p>(15) <u>学校管理下における災害共済給付制度に関すること。</u></p> <p>(16) <u>学校安全に係る家庭、地域、学校等との連携に関すること。</u></p> <p>(17) <u>留守家庭児童会室に関すること。</u></p> <p>(18) <u>放課後等における児童の育成支援に関すること。</u></p> <p>(19) <u>児童の放課後対策審議会に関すること。</u></p> <p>学校教育室</p>	<p>(10) <u>通学区域の指定に関すること。</u></p> <p>(11) <u>学校園の設置及び廃止に関すること。</u></p> <p>(12) <u>学校規模等適正化審議会に関すること。</u></p> <p>おいしい給食課 [略]</p> <p>（学校教育部の事務分掌）</p> <p>第4条 学校教育部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>教育支援推進室</u></p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>生徒指導に関すること。</u></p> <p>(11)・(12) [略]</p> <p>教職員課</p>

**教育支援室**

→(13)～(16) 学校安全課 (2)～(5)より移管。

→(17)～(19) 放課後子ども課 (1)～(3)より移管

**学校教育室**

→(10)～(13) 教育研修課 (1)～(4)より移管。

→(14)～(16) 教育指導課 (1)～(4)より移管

※(16)は表記を変更。「学校園」→「学校」

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 教職員の研修に関すること。</u></p> <p><u>(11) 教育に関する専門的及び技術的な調査研究に関すること。</u></p> <p><u>(12) 教育関係資料の収集、整備及び保管に関すること。</u></p> <p><u>(13) 理科教育振興法（昭和28年法律第186号）による補助金の申請等に関すること。</u></p> <p><u>(14) 教科書、教材等に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。</u></p> <p><u>(15) 学校及び幼稚園の教育課程に関すること。</u></p> <p><u>(16) 学校における情報化の推進に関すること。</u></p> <div data-bbox="327 911 943 1246" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p><b>教育研修課</b></p> <p>→(1)～(4) 学校教育室 (10)～(13)へ移管。</p> <p>※(1)は、教育指導課の(2)と共通の事務とする。</p> </div>	<p>(1)～(9) [略]</p> <div data-bbox="1234 408 1944 778" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p><b>教育指導課</b></p> <p>→(1)～(4) 学校教育室 (14)～(16)へ移管。</p> <p>※(2)は、教育研修課の(1)と共通の事務とする。</p> <p>※(4)は表記を変更。「学校園」→「学校」</p> </div> <p><u>教育指導課</u></p> <p>(1) <u>学校園の教育課程に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教職員の研修（学校園内研修、中央研修、民間派遣研修に限る。）に関すること。</u></p> <p>(3) <u>教科書、教材等に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。</u></p> <p>(4) <u>学校園における情報化の推進に関すること。</u></p> <p><u>教育研修課</u></p> <p>(1) <u>教職員の研修に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。</u></p> <p>(2) <u>教育に関する専門的及び技術的な調査研究に関すること。</u></p> <p>(3) <u>教育関係資料の収集、整備及び保管に関すること。</u></p> <p>(4) <u>理科教育振興法（昭和28年法律第186号）による教材に関すること。</u></p>



新（改正後）	旧（現 行）												
<div data-bbox="302 343 967 534" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>放課後子ども課</b></p> <p style="text-align: center;">→(1)～(3) 教育支援室 (17)～(19)へ移管。</p> </div> <p>(総務担当課)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる室又は課は、同表の右欄に掲げる部の総務に関する事務を担当するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="235 722 976 873" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">室又は課</th> <th style="width: 50%;">部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育政策課</td> <td>総合教育部</td> </tr> <tr> <td>教育支援室</td> <td>学校教育部</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>(共通事務)</p> <p>第6条 <u>室又は課</u>が共通して分掌する事務は、別に定めのあるものを除くほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>室又は課</u>における庶務に関すること。</p> <p>(事務の応援)</p> <p>第7条 教育長は、緊急の事務その他特定の事務を処理するため必要があると認めるときは、<u>部、室又は課</u>の所属にかかわらず、期間を定めて事務の応援を命ずることができる。</p> <p>(適正かつ迅速な事務執行のための措置)</p>	室又は課	部	教育政策課	総合教育部	教育支援室	学校教育部	<p>放課後子ども課</p> <p>(1) <u>留守家庭児童会室に関すること。</u></p> <p>(2) <u>放課後等における児童の育成支援に関すること。</u></p> <p>(3) <u>児童の放課後対策審議会に関すること。</u></p> <p>(総務担当課)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる室又は課は、同表の右欄に掲げる部の総務に関する事務を担当するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1193 722 1935 873" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">室又は課</th> <th style="width: 50%;">部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育政策課</td> <td>総合教育部</td> </tr> <tr> <td>教育支援推進室</td> <td>学校教育部</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>(共通事務)</p> <p>第6条 <u>各課</u>が共通して分掌する事務は、別に定めのあるものを除くほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>課</u>における庶務に関すること。</p> <p>(事務の応援)</p> <p>第7条 教育長は、緊急の事務その他特定の事務を処理するため必要があると認めるときは、<u>部又は課</u>の所属にかかわらず、期間を定めて事務の応援を命ずることができる。</p> <p>(適正かつ迅速な事務執行のための措置)</p>	室又は課	部	教育政策課	総合教育部	教育支援推進室	学校教育部
室又は課	部												
教育政策課	総合教育部												
教育支援室	学校教育部												
室又は課	部												
教育政策課	総合教育部												
教育支援推進室	学校教育部												

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第8条 事務を処理する場合において、当該事務が2以上の<u>部、室又は課</u>に関連するときは、当該事務を主管する<u>部、室又は課</u>のほか、関連する<u>部、室又は課</u>においても、積極的に当該事務に関連する事務の遂行に当たらなければならない。</p> <p>[教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則関係]</p> <p>（事務従事）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>（職責）</p> <p>第3条 教育次長及び部長は教育長の命を受け、<u>次長</u>は所属部長の命を受け、課長は所属上司の命を受け、所管する教育機関を統括するものとする。</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>2</u> 総合教育部長及び<u>総合教育部次長</u>の事務分掌は、学校給食共同調理場及び<u>中央図書館</u>に関する事務とする。</p> <p>3 おいしい給食課長の事務分掌は、学校給食共同調理場に関する事務と</p>	<p>第8条 事務を処理する場合において、当該事務が2以上の<u>部課</u>に関連するときは、当該事務を主管する<u>部課</u>のほか、関連する<u>部課</u>においても、積極的に当該事務に関連する事務の遂行に当たらなければならない。</p> <p>[教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則関係]</p> <p>（事務従事）</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2</u> <u>教育委員会の教育機関から他の教育機関の統括事務に従事させる職員は、中央図書館長、中央図書館副館長及び中央図書館課長代理の職にある者とする。</u></p> <p>（職責）</p> <p>第3条 教育次長及び部長は教育長の命を受け、<u>部次長</u>は所属部長の命を受け、課長は所属上司の命を受け、所管する教育機関を統括するものとする。</p> <p><u>2</u> <u>中央図書館長は総合教育部長の命を受け、中央図書館副館長は中央図書館長の命を受け、中央図書館課長代理は中央図書館副館長の命を受け、所管する教育機関を統括するものとする。</u></p> <p>（事務分掌）</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>2</u> 総合教育部長の事務分掌は、学校給食共同調理場及び<u>図書館</u>に関する事務とする。</p> <p>3 <u>総合教育部次長（学校給食共同調理場を担当する者に限る。）及びおい</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>する。</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p>[枚方市教育委員会教育機関事務分掌規則関係]</p> <p>(補助職制)</p> <p>第4条 別に定めのあるものを除くほか、中央図書館に課長代理を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>(職務権限)</p> <p>第5条 場長及び館長は、上司の命を受け、所管事務を掌握し、所属職員を指揮管理する。</p> <p>2～7 [略]</p> <p>(教育文化センターの事務分掌)</p> <p>第8条 教育文化センターの分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>削除</p> <p><u>(3)</u>～<u>(5)</u> [略]</p> <p>[枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則関係]</p>	<p>しい給食課長の事務分掌は、学校給食共同調理場に関する事務とする。</p> <p><u>4</u> <u>中央図書館長、中央図書館副館長及び中央図書館課長代理の事務分掌は、図書館に関する事務とする。</u></p> <p><u>5</u> [略]</p> <p>[枚方市教育委員会教育機関事務分掌規則関係]</p> <p>(補助職制)</p> <p>第4条 別に定めのあるものを除くほか、中央図書館に<u>副館長及び課長代理</u>を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>(職務権限)</p> <p>第5条 場長、館長、<u>所長及び副館長</u>は、上司の命を受け、所管事務を掌握し、所属職員を指揮管理する。</p> <p>2～7 [略]</p> <p>(教育文化センターの事務分掌)</p> <p>第8条 教育文化センターの分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 公印の管守に関すること。</u></p> <p><u>(4)</u>～<u>(6)</u> [略]</p> <p>[枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則関係]</p>

新（改正後）			旧（現 行）		
<p>（職の設置）</p> <p>第3条 事務局に置き、又は置くことができる職は、次の表に定めるとおりとする。</p>			<p>（職の設置）</p> <p>第3条 事務局に置き、又は置くことができる職は、次の表に定めるとおりとする。</p>		
区分	置く職	置くことができる職	区分	置く職	置くことができる職
事務局		教育次長	事務局		教育次長
部	部長、 <u>次長</u>	参事、副参事	部	部長、 <u>部次長</u>	参事、副参事
<u>室</u>	室長、課長代理	課長、主幹、副主幹、係長、主任	室	<u>課を置く室</u> 室長	
				<u>課を置かない室</u> 室長、課長代理	課長、主幹、副主幹、係長、主任
課	課長、課長代理	主幹、副主幹、係長、主任	課	課長、課長代理	主幹、副主幹、係長、主任
2・3 [略]			2・3 [略]		
<p>（職務）</p> <p>第4条 前条第1項又は第2項の規定に基づき設置する職にある者（次項及び第3項に規定する者を除く。）の職務は、おおむね次の表のとおりとする。</p>			<p>（職務）</p> <p>第4条 前条第1項又は第2項の規定に基づき設置する職にある者（次項及び第3項に規定する者を除く。）の職務は、おおむね次の表のとおりとする。</p>		
区分	職務		区分	職務	
教育次長	[略]		教育次長	[略]	
部長	[略]		部長	[略]	
<u>次長</u>	[略]		<u>部次長</u>	[略]	
室長	[略]		室長	[略]	
課長	(1)・(2) [略]		課長	(1)・(2) [略]	

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現 行）	
	(3) 部の総務を担当する課の課長にあつては、所属部長及び次長を補佐し、部内各課の事務事業の執行の調整を図ること。		(3) 部の総務を担当する課の課長にあつては、所属部長及び部次長を補佐し、部内各課の事務事業の執行の調整を図ること。
主任	[略]	主任	[略]
2・3 [略]		2・3 [略]	
[教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則関係]		[教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則関係]	
第2条 [略]		第2条 [略]	
補助執行させる事務	補助執行させる職員	補助執行させる事務	補助執行させる職員
社会教育事業の実施に関する事務	[略]	社会教育事業の実施に関する事務	[略]
教育委員会の管理に属する教育機関に係る施設に関する事務	[略]	教育委員会の管理に属する教育機関に係る施設（学校及び学校給食共同調理場に係る施設を除く。）に関する事務	[略]
市立幼稚園に関する事務（枚方市立学校長に対する事務委任規程（昭和30年枚方市教育委員会規程第4号）第2条各号に規定する事務を除く。）	[略]	市立幼稚園に関する事務（枚方市立学校長に対する事務委任規程（昭和30年枚方市教育委員会規程第4号）第2条各号に規定する事務を除く。）	[略]

新（改正後）	旧（現 行）										
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="163 292 663 331">学校教育法施行規則（昭和22年文部省</td> <td data-bbox="663 292 1120 331">副市長、子育て支援監、子育て支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 331 663 371">令第11号）第65条の3（同令第79条に</td> <td data-bbox="663 331 1120 371">監のもとに置く職員及び子どもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 371 663 411">おいて準用する場合を含む。）に基づ</td> <td data-bbox="663 371 1120 411">育ち見守りセンター又は総務部に</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 411 663 451">くスクールソーシャルワーカーに関す</td> <td data-bbox="663 411 1120 451">属する職員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 451 663 491">る事務</td> <td></td> </tr> </table>	学校教育法施行規則（昭和22年文部省	副市長、子育て支援監、子育て支援	令第11号）第65条の3（同令第79条に	監のもとに置く職員及び子どもの	おいて準用する場合を含む。）に基づ	育ち見守りセンター又は総務部に	くスクールソーシャルワーカーに関す	属する職員	る事務		
学校教育法施行規則（昭和22年文部省	副市長、子育て支援監、子育て支援										
令第11号）第65条の3（同令第79条に	監のもとに置く職員及び子どもの										
おいて準用する場合を含む。）に基づ	育ち見守りセンター又は総務部に										
くスクールソーシャルワーカーに関す	属する職員										
る事務											
<p>第3条 [略]</p> <p>2 副市長は、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号。以下「委任規則」という。）第5条の例により、特別職の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職にある者に限る。）並びに一般職に属する者のうち常時勤務を要しない職を占める者（再任用短時間勤務職員を除く。）及び臨時的に任用された職員の任免等の人事（懲戒を除く。）に関する  <u>ことについて専決することができる。この場合において、副市長は、当該専決することができる事項の一部を子育て支援監若しくは子育て支援監のもとに置く職員又は子どもの育ち見守りセンター、総務部若しくは子ども未来部の職員に専決又は代決をさせることができる。</u></p>	<p>第3条 [略]</p> <p>2 副市長は、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号。以下「委任規則」という。）第5条の例により、特別職の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職にある者に限る。）並びに一般職に属する者のうち常時勤務を要しない職を占める者（再任用短時間勤務職員を除く。）及び臨時的に任用された職員の任免等の人事（懲戒を除く。）に関する  <u>ことについて専決することができる。この場合において、副市長は、当該専決することができる事項の一部を総務部又は子ども未来部の職員に専決又は代決をさせることができる。</u></p>										